

奈良工業高等専門学校総合評価審査委員会規程

平成19年10月16日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、本校が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、本校が発注する工事に関し、奈良工業高等専門学校長（以下「校長」という。）の依頼に基づき次に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価方式の実施方針に関すること。
- 二 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- 三 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学識経験者等委員2名、事務部長、総務課長及び施設小委員会委員長の5名の委員で構成する。

2 学識経験者等委員は、独立行政法人国立高等専門学校機構以外で、委員会の審議に係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、校長が依頼を行う。

3 委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の協力を求めることができる。

(委員の任期等)

第5条 学識経験者等委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 学識経験者等委員以外は役職指定とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者等委員のうちから委員の互選により選任する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、校長の依頼に基づき委員長が召集し、開催する。

2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第3条第2号又は3号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に係るのあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務課施設係において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、本委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。